

福医国発第20号

平成18年5月30日



各郡市医師会長 殿

福岡県医師国民健康保険組合

理事長 竹 嶋 康 弘



「国民健康保険庁」を名乗る団体からのハガキについて

平素より、本組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして福岡県庁保健福祉部国保・援護課より、別添のようなハガキが出回っていると厚生労働省から連絡があったとの通知がありました。

つきましては、「国民健康保険庁」なる組織は存在いたしませんので、対応されないよう、また当該ハガキが到着した場合は、本組合へご一報下さいますようお願いいたします。

敬具

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

メール本文

> 都道府県民生主管部(局)
> 国民健康保険主管課(部)長様

> お知らせ

> 29日朝から、『「国民健康保険庁」から「国民健康保険負担割合変更のお知らせ」のハガキが
> 到着した』、『「年金未納期間がある方、住民税等の未納があるかた」等は「国民健康保険証の無期限停止」、
> 「預金口座の差し押さえ」等が執行されるので連絡をとるよう要請された』との相談が数件、当課に問い合わせが
> ありました。(別添参照)

> 「国民健康保険庁」なる国家組織は存在せず、当該ハガキは厚生労働省と無関係であります。

> 問い合わせが北海道、名古屋等各地からありましたので、念のためお知らせします。

> 管下市町村に対しても、ご連絡いただくようお願いします。

厚生労働省保険局国民健康保険課

>> <<20060529154113.pdf>>

添付ファイル

p-8299-1-attach-d1.html 20060529154113.pdf

http://portal.pref.fukuoka.jp/cgi-bin/ma_detail.cgi?proc=open&target=&uid=8299&s... 2006/05/29

督促状

国民健康保険負担割合変更のお知らせ

発行年月日
平成18年5月1日

保険番号
02300065071

この度、平成18年度から国民健康保険の負担割合変更に伴い調整した結果、あなたは下記のいずれかに該当されます。

- ① 年金・前開国が過去・現在を問わずある方
- ② 就労開始切り替えた時、期間の満了した方
- ③ 住民票等、未納額のある方
- ④ 家族の方で、確定申告をされていない方
- ⑤ 自動車税及び、児童扶養手当金の支払いが未納な方
（※児童扶養手当も含まれます）
- ⑥ 自己前年の所得が17万円で9年末課の方

平成18年4月1日より、国民健康保険の負担割合が変更されました。平成18年6月16日までに、ご差支のない場合は、現在お持ちの保険証が使用停止となりますので、至急ご返納下さいませ、お知らせします。

○ 此、ご差支のない場合、国民健康保険の使用停止及び、下記の項目が実行されます。

- 国民健康保険の負担割合の停止
- 国民健康保険の停止
- 国民健康保険の停止
- 国民健康保険の停止

○ 本状が届いた方でも、ご差支のない場合でも、ご差支のない場合でも、上記項目が実行される場合がございますので、必ずお問合わせ下さい。

お問い合わせは下記のダイヤルへご連絡下さい。
お問い合わせの際に、左上記載の「国民健康保険」をお知らせ下さい。

国民健康保険庁 国民健康保険課／国民年金係
〒100-0013
東京都千代田区千代田3-2-48
TEL. 03 (3836) 2608